

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	□平成 □令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名	<input checked="" type="checkbox"/>	
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください。(船書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)の法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己的計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
虚偽の陳述をした場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	□平成 □令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名	<input checked="" type="checkbox"/>	
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月 日
法人の名称			
代表者氏名	<input checked="" type="checkbox"/>		
役 員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり		

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください。(船書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合には、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己的計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
口代表者	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名	<input checked="" type="checkbox"/>	
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月 日
住 所	〒		
(フリガナ)			
氏 名	<input checked="" type="checkbox"/>		
性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月 日
住 所	〒		
(フリガナ)			
氏 名	<input checked="" type="checkbox"/>		
性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月 日
住 所	〒		
(フリガナ)			
氏 名	<input checked="" type="checkbox"/>		
性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月 20日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 岩崎 由香利

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月 7日 午前 9時00分から 令和 7年 7月 14日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時	令和 7年 7月 18日 午前 9時30分
	場 所	大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定期日	令和 7年 8月 1日 午前10時00分	
	大阪地方裁判所第14民事部	
買受申出の保証の提供方法	<p>下記のいずれかによります。</p> <p>(1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書</p> <p>(2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書</p>	
買受申出の資格の制限 (民事執行規則33条)	<p>☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。</p>	
一般の閲覧に供するため、令和 7年 6月 20日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。		



物 件 目 錄

1 所 在 八尾市弓削町三丁目

地 番 41番

地 目 雜種地

地 積 201平方メートル

共有者 A 持分10分の2

共有者 B 持分10分の2

共有者 C 持分10分の2

共有者 D 持分10分の1

共有者 E 持分10分の1

共有者 F 持分10分の2

物 件 明 細 書

令和 7年 2月 25日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 岩崎由香利

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《注 意 書》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」をご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 錄

1 所 在 八尾市弓削町三丁目

地 番 41番

地 目 雜種地

地 積 201平方メートル

共有者 A 持分10分の2

共有者 B 持分10分の2

共有者 C 持分10分の2

共有者 D 持分10分の1

共有者 E 持分10分の1

共有者 F 持分10分の2

令和 6年(ヶ)第364号
令和 6年11月19日受理
令和 年 月 日提出
6.12.23

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 ト 藏 伸 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 錄

1 所 在 八尾市弓削町三丁目

地 番 41番

地 目 雜種地

地 積 201平方メートル

共有者 A 持分10分の2

共有者 B 持分10分の2

共有者 C 持分10分の2

共有者 D 持分10分の1

共有者 E 持分10分の1

共有者 F 持分10分の2

不動産の表示	物件目録のとおり						
住居表示	大阪府八尾市弓削町三丁目41番地 付近						
土地	物件1						
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地(物件) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> 農地(物件) <input checked="" type="checkbox"/> 雜種地(物件1) <input type="checkbox"/> 山林(物件) <input type="checkbox"/>						
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地配置図のとおり <input type="checkbox"/>						
占有者および占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 占有者および占有権原のとおり <input type="checkbox"/>						
その他の事項							
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和 年()第 号</td> </tr> <tr> <td>[保管開始日 令和 年 月 日]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	地方裁判所	支部	令和 年()第 号	[保管開始日 令和 年 月 日]		
地方裁判所	支部	令和 年()第 号					
[保管開始日 令和 年 月 日]							
建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は目的外建物の概況のとおり)						
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地配置図のとおり						

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

その他の事項

1 目的土地の現況について

- (1) 適宜概測したところ、形状は、概ね地積測量図のとおりであると思われる。
- (2) 目的土地上に建物等は存在しない。
- (3) 建築基準法上の道路に接道していない。なお、目的土地は袋地であり、目的土地から公用道路に至るには、西側にあるFが所有する18番土地を経て、さらに17番土地、15番土地および14番土地（17番土地、15番土地および14番土地の南側は、建築基準法43条2項の空地となっている）を経なければならない。

2 その他の状況について

- (1) 当職は、目的土地上に、本目的物件である土地の登記記録上の所有者以外の者で、本物件について所有権や賃借権等の権利を主張される者は、速やかにその旨を書面で当職に届け出られたい旨を記載した文書を差し置いたが、現在まで届け出はない。

以上

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ F (相手方:共有者)	1 目的土地は誰にも貸していない。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述および立入調査の結果から、目的土地は、所有者が更地として使用・占有しているものと認めた。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

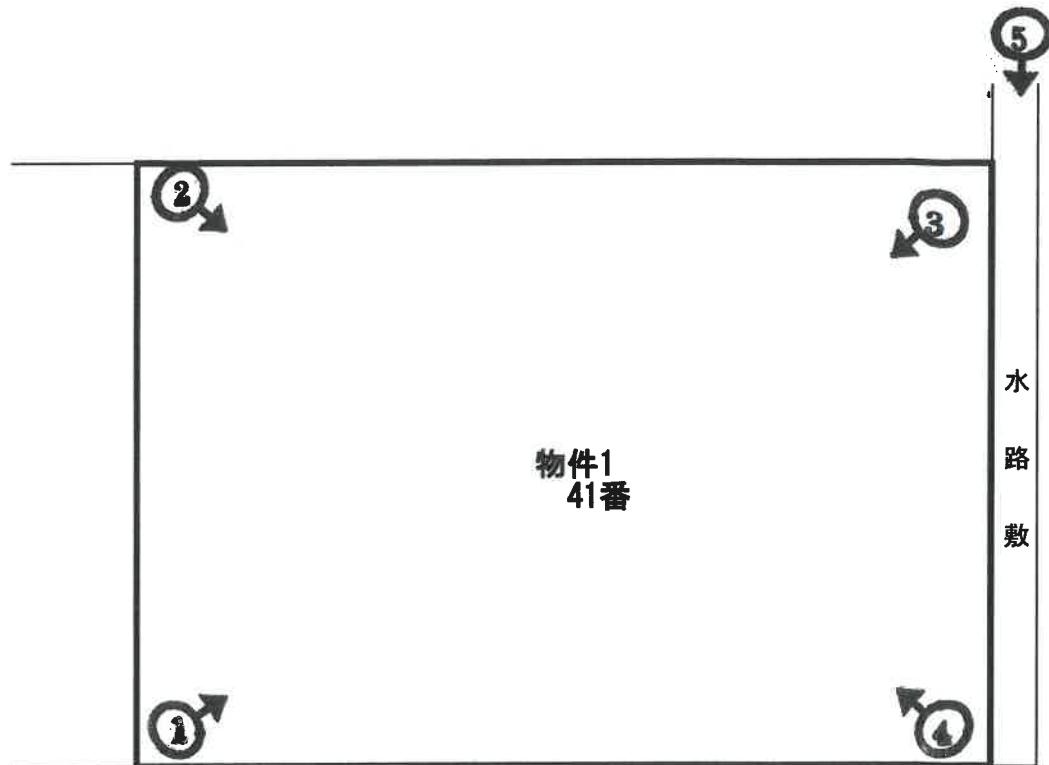
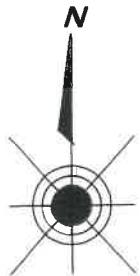
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年11月20日 10:00 ~ 10:10	物件所在地	物件調査、占有確認
令和6年11月20日 10:40 ~ 11:00	八尾市役所	道路等調査
令和6年11月21日	執行官室	照会書送付（共有者F）
令和6年11月27日 12:50 ~ 13:00	物件所在地	占有関係調査、在宅要請書投函
令和6年11月28日 9:55 ~ 10:05	執行官室	占有関係調査（共有者Fからの電話により聴取）
令和6年11月29日 9:30 ~ 9:40	大阪法務局北出張所	公団等調査
令和6年11月29日 9:50 ~ 10:00	中之島図書館	物件確認
令和6年12月18日 9:05 ~ 9:25	物件所在地	立入調査（評価人帯同）
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

土地配置図

令和6年(ヶ) 第364号

写真撮影位置方向



①



目的土地

②



(8 枚目)

③



目的土地

④



(9 枚目)

⑤



(10 枚目)

令和 6年(ヶ)第 364号

求意見書

藤原 学 殿

令和 7年 5月 12日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 岩崎 由香利

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から15日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意見書

売却基準価額の変更は、

- (1) 相当である。
- (2) 不相当である。

(3) その他

令和 7年 5月 19 日

評価人

藤原 学

印



物 件 目 錄

1 所 在 八尾市弓削町三丁目
地 番 41番
地 目 雜種地
地 積 201平方メートル

共有者 A 持分10分の2
共有者 B 持分10分の2
共有者 C 持分10分の2
共有者 D 持分10分の1
共有者 E 持分10分の1
共有者 F 持分10分の2

(別紙)



令和6年(ヶ) 第364号
令和6年12月18日 現地調査
令和6年12月19日 評 價

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 價 書
(土 地)

評価人 不動産鑑定士

藤原 学

第1 評価額

物件番号	評価額
物件1	金 6,610,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般的な不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更は考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録 記載のとおり	下記「特記事項」参照。
番号	特 記 事 項		
1	管轄法務局備付けの地積測量図等に基づき現地を適宜概測したところ、形状・数量等現況と登記は概ね符合するが、正確には専門家による測量を要する。なお、目的土地の登記数量は「201m ² 」であるが、本件においては、当該登記数量の基となる地積測量図記載の「201.67m ² 」を採用のうえ、評価を行う。また、登記記録によると、目的土地は、昭和49年11月18日に「430番9」から「41番」に地番変更が行われている。		

第4 目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 関西本線 志紀駅 南方 約270m (道路距離)						
付近の状況	中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。今後も現状の住環境を維持していくものと思料される。						
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域					
	用 途 地 域	第1種住居地域					
	建 ぺ い 率	60%					
	容 積 率	200%					
	防 火 規 制	準防火地域					
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域、高安・生駒山並み眺望景観区域（景観計画区域）、居住誘導区域内・都市機能誘導区域内（立地適正化計画）、日影規制、弓削遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）					
画地条件	規 模	201.67m ² (地積測量図記載数量)					
		(※)登記数量は、「201m ² 」である。					
	形 状	長方形					
	間 口・奥 行	南北辺長約11.9m・東西辺長約16.9m					
	高 低 差 等	概ね平坦					
接面道路の状況	---	目的土地単独では接面道路ではなく、西側の18番土地、17番土地、15番土地及び14番土地を経て公衆用道路に至る。					
		接道状況 無道路地。周囲の隣接地とは概ね等高。					
土地の利用状況等	現 況	更地					
	東 側	水路					
	西 側	更地					
	南 側	一般住宅・共同住宅					
	北 側	一般住宅					
供給処理施設	上 水 道	なし					
	ガス配管	なし					
	下 水 道	なし					
(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。							
土壌汚染等	目的土地の登記事項証明書及び閉鎖賃本等からは、個人の所有者名、宅地及び田の地目が確認された。過去の住宅地図によると、昭和47年頃は白地、平成50年頃は田、昭和60年頃は白地、平成20年頃は西側隣接地と一体となって畑ないし白地、そして同状況にて現在に至る。いま現在、目的物件は法令上の有害物質使用特定施設には該当しない。また、目的土地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はなく、現地調査からも特段の情報は得られなかった。なお、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。						
特 記 事 項	目的土地の東側には、幅員約0.9mの水路（開渠）が南北方向に敷設されている。						

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円／m ²) ア	個別格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 エ	更地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	97,600	0.60	201.67	-	11,810,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 八尾-3

$$\begin{array}{ccccc} \text{標準価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 93,600\text{円／m}^2 & \times 100.0/100 & \times 100/102 & \times 100/94 & \approx 97,600\text{円／m}^2 \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.02 方位+2	1.00	1.00	1.00	1.02

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
	1.03 幅員+3	0.91 駅距離△9	1.00	1.00	0.94

イ 個別格差：	接面	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	0.60 無道路地△40	1.00	1.00	1.00	0.60

ウ 地 積：地積測量図記載数量による。

エ 建付減価：不要である。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に必要に応じて市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件番号	基礎となる価格 (円) (1オ)	共有持分 ア	占有減価 イ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
1	11,810,000	-	1.00	0.80	0.70	6,610,000

ウ 占有減価

本件の場合、不要と判断した。

エ 市場性修正

本件では、目的土地単独では建築基準法上の道路に接面しておらず、建物の建築が困難であることから、市場性修正率を0.80と査定した。

オ 競売市場修正

第2の「評価条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正率として0.70を乗じた。

第6 参考価格資料

1 地価公示 八尾-3

所 在 : 八尾市弓削町南2丁目143番36 「---」
価 格 : 93,600円／m²
位 置 : J R 関西本線 志紀駅 南西方 約1,100m (道路距離)
価格時点 : 令和6年1月1日
地 積 : 85m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 東 5.7m 市道
用途指定等 : 市街化区域・準工業地域 (建ぺい率60%, 容積率200%), 準防火地域
地域の概要 : 中小規模住宅に工場等も混在する住宅地域

2 固定資産評価額 令和6年度

物件1 : 11,448,558円

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 土地見取図

以 上

物 件 目 錄

1 所 在 八尾市弓削町三丁目

地 番 41番

地 目 雜種地

地 積 201平方メートル

共有者 A 持分10分の2

共有者 B 持分10分の2

共有者 C 持分10分の2

共有者 D 持分10分の1

共有者 E 持分10分の1

共有者 F 持分10分の2



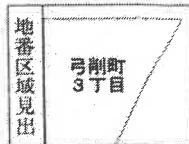
位 置 図



公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	八尾市弓削町三丁目				地番	41番	
出縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)				補記項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和6年7月3日
神戸地方法務局西宮支局

地図整理番号: M12821

登記官

(1/1)

A3サイズをA4サイズに縮小

地積測量図写

1105523

卷之四

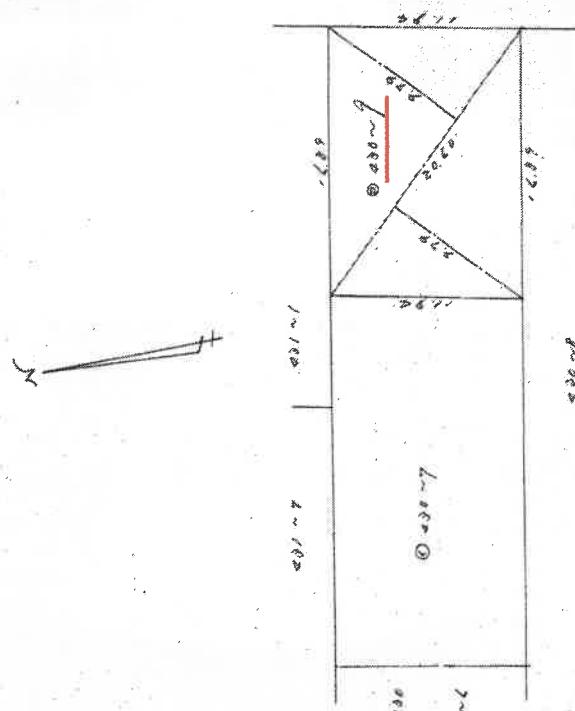
地番	18 430-7	30~7	41
土地の所在	八尾市大字子母屋	430-7	41

112

作製年月日	作製者	申請人
昭和 二十四年 八月 廿日		

430-7 後 430-7, 430-9 新 18, 41

圖書



卷之三

これは前回に記載せられてゐるが著者註明した書面である。

〔大坂法輪圖乘大藏文局管轄〕

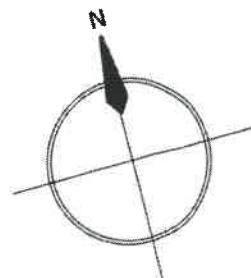
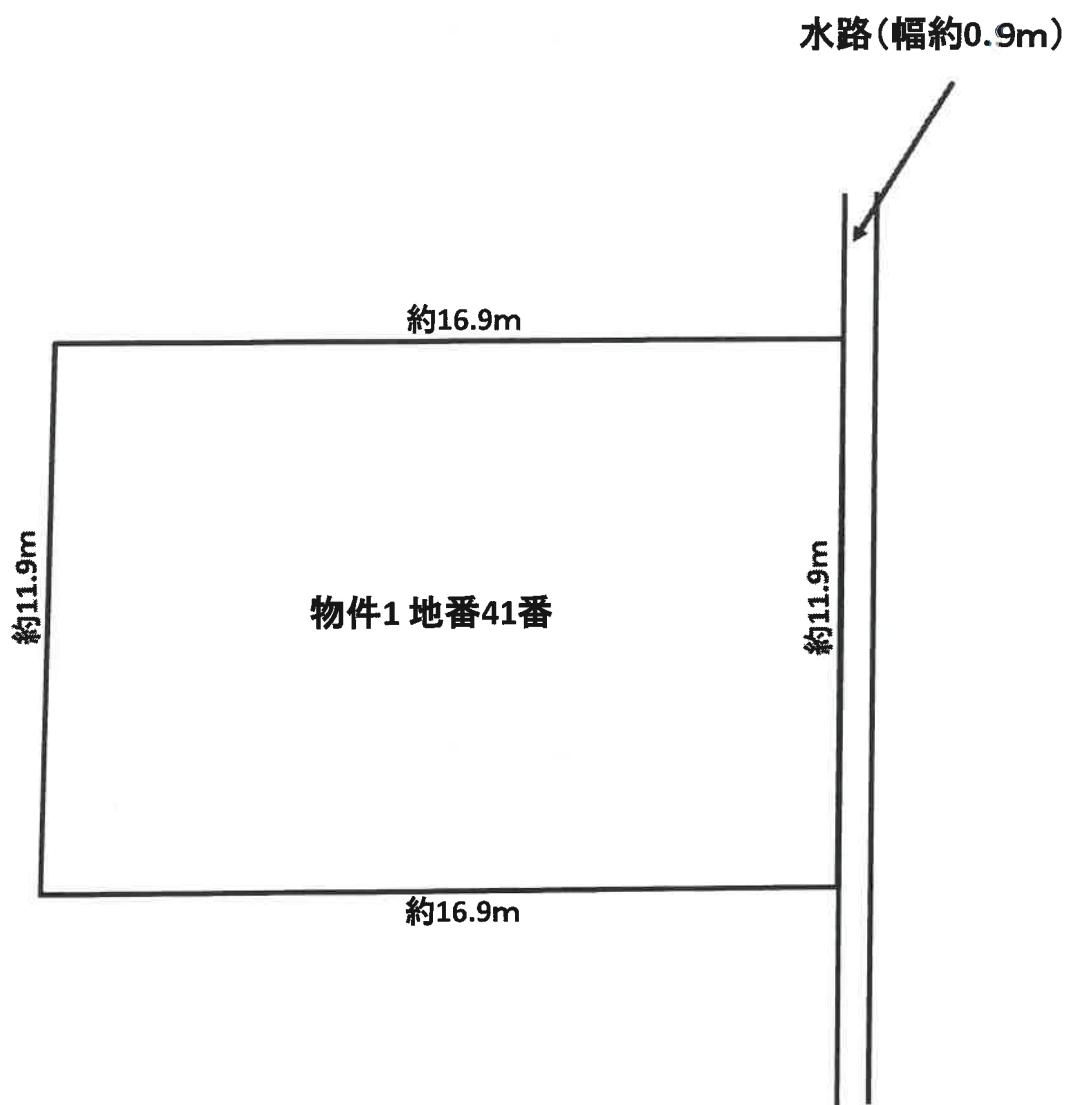
令和6年7月3日 神戸地方法務局西宮支局

卷之三

庚辰年夏月
卷之三

A3サイズをA4サイズに縮小

土地見取図



令和6年（ヶ）第364号